

ストレスチェック義務化法関連セミナー

平成27年12月1日よりストレスチェック義務化法が実施されます。国は、企業や社員を守るために、精神的な健康に着目して、各事業場にストレスチェックを実施することを法律によって義務化いたしました。企業は人なり、社員の健全な成長なくして企業の成長はありません。

本セミナーでは、ストレス義務化法案の理解を深めて、企業業績アップに役立たせていただきたいと存じます。

常時使用する労働者に対して、年1回、ストレスチェックを実施することが事業者の義務になります。従業員数50人未満の事業場については、当分の間、努力義務になります。

【セミナーの内容】

- ◆ストレスチェック義務化法の概要
- ◆ストレスチェック体制の実施手順及び注意事項
- ◆ストレス関連疾患とその対処
- ◆メンタルヘルスの必要性 ◆その他

【講師】

菊地洋司 氏

認定心理士
(有)メンタルアシスト 代表



【プロフィール】

JFEスチール、みずほ証券、住宅設備会社で、人事・営業に従事。社内外の教育研修を多数実施。

独立後は、営業・メンタルヘルスなど人材教育育成に取り組み、その評価は高い。

●日時

平成27年11月26日(木)

14:00～16:00

●場所

小田原箱根商工会議所

B F 第一会議室

■主催：小田原箱根商工会議所
中小企業相談部

●お申し込み・お問い合わせ

小田原箱根商工会議所 中小企業相談部

(担当：古川・飯田)

TEL:0465-23-1811 FAX:0465-22-0877

●定員 25名(定員になり次第締め切り)

●料金 無料

ストレスチェック義務化法関連セミナー申込書

(FAX:0465-22-0877)

期日：平成27年11月26日(水)

場所：小田原箱根商工会議所 地下 第一会議室

事業所名		参加者名	
事業所在地	〒		
電話		F A X	
U R L		E-mail	

ご記入いただいた情報は、商工会議所からの各種連絡・情報提供に利用するほか、受講者名簿として管理いたします。